

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：常陸太田市長 常陸太田市議会議長 常陸太田市水道事業 常陸太田市消防長
常陸太田市教育委員会 常陸太田市農業委員会 常陸太田市代表監査委員
常陸太田市選挙管理委員会 常陸太田市公平委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	85.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.7	%
全職員	67.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	93.2	%
本庁課長相当職	97.1	%
本庁課長補佐相当職	93.6	%
本庁係長相当職	93.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	89.5	%
31～35年	91.4	%
26～30年	93.1	%
21～25年	88.8	%
16～20年	83.6	%
11～15年	87.0	%
6～10年	83.6	%
1～5年	94.0	%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報の説明

【割合算出に係る職員数の換算方法】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、任期の定めのない常勤職員の勤務時間(週38.75時間)を基準とし、勤務時間に応じて職員数の換算を行っている。(割合は、職員給与合計÷職員数で算出)

【男女の差異の説明】

- ・任期の定めのない常勤職員の差の要因は、扶養手当や住居手当について、主たる扶養者や住居の契約者となっている男性職員に支給している割合が高い。(扶養手当支給割合89:11、住居手当支給割合66:34) また、男性職員の方が女性職員より時間外勤務を行っている割合が高く、時間外勤務手当が多く支払われている(時間外勤務時間割合60:40)ことが影響している。
- ・全職員における給与の差の要因については全職員の男女比が「47:53」であることに対して、主に非正規職員で構成される「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は「22:78」であり、女性の非正規職員の割合が高いことが影響している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。